

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった別紙記載の公開請求(以下「本件請求」という。)について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成27年9月20日(受付は同年9月24日)、異議申立人は、岩出市情報公開条例(平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年11月2日、実施機関は、本件請求のそれぞれに対して、次の理由により、拒否する旨の決定を行った。
 - (1) 別紙の②の公開請求については、「対象文書不存在のため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分1」という。)を行った。
 - (2) 別紙の③の公開請求については、「録音していないため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分2」という。)を行った。
 - (3) 別紙の④⑤の公開請求については、「対象文書不存在のため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分3」という。)を行った。
 - (4) 別紙の⑥の公開請求については、「録音しておらず、対象文書について不存在のため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分4」という。)を行った。
 - (5) 別紙の⑦の公開請求については、「対象文書不存在のため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分5」という。)を行った。
- 3 同年11月5日、異議申立人は、本件処分1から本件処分5までの処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

不存在を理由とする本件処分は取り消せ。

第4 異議申立ての主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分1について、以前に公開された記録簿に記載されている「船戸地区の地籍調査事業及び開発に係る手続きで不正を行っている」と主張は、誰が主張したかの記載がなく、憶測や想像で捏造した記述である。

- (2) 本件処分2について、記録簿には時間が正確に記載されているにもかかわらず、話合いの内容を録音していないとはあまりにも杜撰であり無責任である。
- (3) 本件処分3について、土木課職員は、話合いにおいて和歌山地方法務局岩出出張所所長が「地番の移動はできない」という発言をしたことを認めており、また、土木課職員は、話合いにおいて「地番の移動があったので修正します」と発言したにもかかわらず、記録簿にそれらの発言が記載されていないのは後日削除したからである。
- (4) 本件処分4について、記載内容を裏付けるものもなく捏造した異議申立人の発言を記載した記録簿を作成し、決裁したことは、実施機関の犯行為である。
- (5) 本件処分5について、土木課職員の「地番の移動があったので修正します」という発言内容が記録簿に記載されていないのは、上司が削除するよう命じたからである。

第5 実施機関の説明

1 本件請求について

本件請求は、すべて以前に異議申立人からの公文書公開請求に応じて公開した平成27年7月22日に和歌山地方法務局岩出出張所において和歌山地方法務局岩出出張所所長及び土木課職員二人並びに異議申立人とで行った話合いの内容について上司に報告するため、その内容を記録して上司の供覧に供した文書（以下「記録簿」という。）に関するものである。

2 本件処分1から本件処分5までの処分について

(1) 本件処分1について

別紙の②の公開請求については、「記録簿」に記載している「船戸地区の地籍調査事業及び開発に係る手続きで不正を行っている」と主張は、異議申立人の主張であることは「記録簿」の記載内容から明らかであり、「記録簿」のほかに誰の主張であるかがわかるような公文書は作成していないため、本件処分1を行った。

(2) 本件処分2について

別紙の③の公開請求については、「記録簿」に記載している時間はメモ書きに控えて確認したものであり、話合いの内容は録音していないため、本件処分2を行った。

(3) 本件処分3について

別紙の④⑤の公開請求については、和歌山地方法務局岩出出張所所長の「地番の移動はできない」という発言は当然のことであり、一般的に説明する内容であることから特段記載すべき事項ではなく、また、土木

課職員は「地番の移動があったので修正します」というような発言はしておらず、当初から記載していないもので削除したものではないことから、当該発言を「記録簿」から削除した理由がわかるような公文書は作成していないため、本件処分3を行った。

(4) 本件処分4について

別紙の⑥の公開請求については、話合いの内容は録音していないため、また、話合いの内容を記録した公文書は「記録簿」のほかには作成していないため、本件処分4を行った。

(5) 本件処分5について

別紙の⑦の公開請求については、土木課職員は「地番の移動があったので修正します」というような発言はしておらず、当初から記載しなかったものであり、「記録簿」から発言内容の削除を指示した事実もないことから、発言内容の削除を指示した内部決裁文書は作成していないため、本件処分5を行った。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分1から本件処分5までの処分の妥当性について

(1) 審査会は、条例第13条に規定されているように実施機関が行う公文書の公開可否決定等に係る判断の妥当性について審査を行う機関であり、異議申立人の主張する公文書自体の真偽について判断を行うものではないところ、本件処分1から本件処分5までの処分の対象となった公文書や録音記録が存在しないとする実施機関からの説明について検討を行った。

(2) 実施機関は、請求対象となるような公文書や録音記録は、作成していないし、録音していないと主張する。

(3) 一方、異議申立人は、本件処分1から本件処分5までの処分に対して種々の主張をするが、請求対象となるような公文書や録音記録の存在を示すような主張はなく、異議申立人の主張からは、実施機関の主張を否定するだけの事実は認められない。

(4) よって、請求対象となるような公文書や録音記録は、存在しないと考えるのが相当である。

2 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・2・22	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H28・2・23	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・3・7	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H28・3・10	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H28・3・14	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理
H28・3・16	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H28・4・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

本件公開請求の内容
<p>別紙1（岩土木第325号、打合せ・現場確認記録簿）中</p> <p>② 〔要旨〕「船戸地区の地籍調査事業及び開発に係る手続で不正を行っている」と主張について、岩出市の誰が主張しているのかわかる公文書</p> <p>③ 〔内容〕10:50～11:30、12:55～13:45、13:45～と時間が正確に記載されているが、この時間が証明できる録音の開示</p> <p>④ 和歌山地方法務局岩出出張所所長は登記官（国）である。平成27年7月22日午後1時45分から登記官（国）が登記に関する国のきまり「地番の移動はできない」に関して同行者異議申立人に対して警告でなく岩出市担当者に対するものと受けとめず当該文書から削除された理由についてわかる公文書開示</p> <p>⑤ 上記④に対する岩出市担当者は、「地番の移動があった（誤）ので修正します」が削除された理由のわかる公文書開示</p> <p>⑥ 異議申立人が主張した事項と異議申立人の主張に記載する内容の一部捏造がある。録音又は提出した文書全て開示</p> <p>⑦ 当該「記録簿」には岩出市担当者の発言が記載されていない。この指示した岩出市内部決裁文書全て原本閲覧</p>

※ 別紙1として、以前に公開した「記録簿」が添付されている。